

事務連絡

令和3年1月13日

就労継続支援事業所（A型・B型）代表者様

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害者雇用・就労推進課長

「生産活動活性化支援事業」に係る所要額調査（追加協議分）について（依頼）

日頃から本市障害福祉施策に御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記事業につきまして、厚生労働省から追加協議の所要額調査について依頼がありました。ついては、当該事業の活用を希望される事業所におかれましては、事業の内容、対象要件等を御確認のうえ、期日までに必要書類の提出をお願いいたします。

なお、今回の書類の提出をもって補助が確約されるものではありませんので、御了承くださいますようお願い申し上げます。

### 1 事業の内容、対象要件等

「就労系障害福祉サービス等の機能強化事業（第二次補正予算）の実施について」（令和2年6月30日付障発0630第1号）別紙「就労系障害福祉サービス等の機能強化事業（第二次補正予算）実施要綱」に記載のとおり

※既に上限額まで補助を受けた事業所は対象となりませんので御留意ください。

### 2 提出期限等

令和3年1月18日（月）15時（必着）

別添「調査票」エクセルデータを 40syosyu@city.kawasaki.jp あて電子メールで送付

※期限までに提出がない場合は、該当がないものとして処理します。期限後の申請は一切受け付けられません。

### 3 留意事項

- (1) 複数の事業所を運営する法人は、一括して提出してください。
- (2) 国の内示後、締切日までに複数の書類提出（申請書、事業所の減収が確認できる書類（財務諸表等）、申請額の内容が確認できる書類（見積書等））が必要になります。その事務量及び迅速な処理が必要になることを予め御承知おきください。
- (3) 本補助事業は令和2年度中に完了し実績報告を行う必要があります。実績報告には全ての支出の内容が確認できる領収書等の添付が必要です。
- (4) 書類の提出をもって、補助が確約されるものではありません。国や市の予算動向等によって、実施しない場合や事業内容等に変更が生じる場合もございます。

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害者雇用・就労推進課

担当 畠山

電話 044-200-2457

メール 40syosyu@city.kawasaki.jp